

治療用装具療養費検討専門委員会（仮称）の設置について

1. 設置の趣旨

- 治療用装具の療養費について、中・長期的な視点に立ち、支給基準の見直し等その在り方の検討を行う。
- 社会保障審議会医療保険部会の下に新たに「治療用装具療養費検討専門委員会（仮称）」を設置する。

2. 専門委員の構成

- 座長・有識者
- 保険者等の意見を反映する者
- 治療用装具製作者の意見を反映する者

（参 考）

社会保障審議会

医療保険部会

柔道整復療養費検討専門委員会

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会

治療用装具療養費検討専門委員会（仮称）

参照条文

◎ 社会保障審議会運営規則（平成 13 年 1 月 30 日社会保障審議会決定）（抄）

（委員会の設置）

第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。

◎ 社会保障審議会令（平成 12 年政令第 282 号）（抄）

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。